

平成21年度 事務事業評価シート（平成20年度実績分）

事務事業名		不法投棄防止パトロール員報酬		部課コード	1814	予算事業科目	010401030301	事	単	区分	継続
所管部署	担当部局	環境部		部局長名(2次評価者)	水口 俊智		個別事務	一部	010401030301	-	
	担当部署	廃棄物対策課		所属長名(1次評価者)	松岡 保彦			-			
	電話番号	088-823-9427		E-mail	kc-181400@city.kochi.lg.jp			-			

1 事業の位置付け

予算科目(平成20年度)		高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	目標	03 C環境と共生する安全で快適な都市							政策基本方針	市民・事業者・行政が一体となって、協働・参加による環境保全活動に取り組み、地球環境に貢献する循環型社会システムの確立をめざします。	
款	04 衛生費	政策	02 地球環境に貢献する循環型社会の構築									
項	01 保健衛生費	施策	04 廃棄物の適正処理									
目	03 環境対策費	区分	05 産業廃棄物等の適正処理									

2 事業の根拠

法律・政令・省令		法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則・高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員就業要綱	
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員(4名)		
意図	どのような状態にしていくなか	不法投棄防止		
手段	事業実施体制等	廃棄物の適正な処理、生活環境の保全、環境美化の促進等を図るため、高知市不法投棄防止パトロール員を設置する。	事業開始年度	平成11年
			事業終了年度	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	パトロール員は、廃棄物対策課長(所属長)の命を受け、廃棄物の不法投棄防止のパトロール等に従事する。この他、パトロール員は、所属長の命を受け、住民の廃棄物に関する各種相談業務、廃棄物の不法投棄の予防に関する事業その他市長が必要と認める事業に従事する。		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	苦情等処理件数	処理件数は、さまざまな要素を含んでおり、単なる目安に過ぎない。	
	B			
	C			

4 事業の実績等

		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標	設定なし	設定なし	設定なし	目標値の設定は、適当ではない。	
		実績	147件	195件	449件		
	B	目標					
		実績					
C	目標						
	実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	5,447	5,446	7,263	7,263	
		財源内訳	国費 (千円)				
			県費 (千円)				
			市債 (千円)				
			その他 (千円)				
			一般財源 (千円)	5,447	5,446	7,263	
	翌年度への繰越額 (千円)						
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	75	75	75	75	
		正規職員	(千円)	75	75	75	
			その他 (千円)				
			人役数 (人)	0.01	0.01	0.01	
		正規職員	(人)	0.01	0.01	0.01	
			その他 (人)				
	総コスト= ① + ② (千円)		5,522	5,521	7,338		
市民1人当たりコスト (円)		17	16	22	総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数 (人)		327,310	341,544	340,695			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員は、平成20年1月春野町との合併により1名増員し、現在4名体制で行っているが、従前と比較すると市域が二倍近く拡大したため、市民から今後とも監視体制のさらなる強化を求められている。市民や関係機関からの通報に対する迅速な対応、建設リサイクル法に基づく職員立入検査への同行、パトロール実施中の廃棄物の不適性処理発見に伴う現場対応などが主な事業内容であるが、実績目標を立てるような性質の事業ではなく、現場対応では、さまざまな危険、厳しい対応が要求されており、マンパワー的要素が強い。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 21 年 9 月 4 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	5.0	本事業は、不法投棄常習の要監視場所、再発地点等の重点的パトロールを実施するとともに、効果的な啓発活動を実施していくことを目的とするものであり、本市総合計画に掲げる「廃棄物の適正な処理」の趣旨に合致している。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
事業実施の必要性	② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	A	5.0	ゴミ有料化を推進するなかで、不法投棄の増加が懸念されており、パトロールの体制強化については、市民のニーズに合致したものである。
		B (3) 横ばいである			
		C (1) 少ない、減少している			
		D (0) ほとんどない			
事業内容の有効性	③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	A	4.0	苦情処理等件数は、市民からの不法投棄等の通報に対応し処理した件数だけではなく、パトロール中の発見による現場対応、職員の立入検査への同行などさまざまな対応を統合した件数であり、現在のパトロール員の体制では十分に事業成果を達成している。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
	④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	B	4.0	不適正な処理を行った業者等に対する行政処分を行っていくための体制作り、運用方法等について検討する必要がある。
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B	4.0	事業の性質上、さまざまな危険や厳しい対応を迫られる状況が予想されるため、今後とも警察機関との連携を深め、行政主体で人選を行い、県警の現職及びOBで対応することが望ましい。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
	⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減の可能性〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	A	4.0	事業の性質上、さまざまな危険や厳しい対応を迫られる状況が予想されるため、今後とも警察機関との連携を深め、行政主体で人選を行い、県警の現職及びOBで対応することが望ましい。
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	B	3.0	不法投棄防止パトロール員制度については、『市政あんない』や『清掃事業概要』で実績報告を行い、着実な現場対応で市民の周知がされているが、今後とも制度周知に向けた広報上の効果的手法を検討する必要がある。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
	⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	B	3.0	不法投棄防止パトロール員制度については、『市政あんない』や『清掃事業概要』で実績報告を行い、着実な現場対応で市民の周知がされているが、今後とも制度周知に向けた広報上の効果的手法を検討する必要がある。
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	16.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 21 年 9 月 25 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	一次評価の通り、廃棄物の法令違反行為には厳正に対応しなければならず、家庭ごみの有料化実施後には更なる強化を行う必要がある。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--